

## 1. 消防団の役割の多様化への対応

### (1) 今後の消防団員確保と地域防災体制のあり方

- 大規模災害の発生が懸念される中、**消防団員数の確保と質の向上**を通じ、消防団の災害対応能力を向上させる必要。
- 消防団のみならず、**自主防災組織等との適切な役割分担と連携**のもと、大規模災害時の役割に対応することが不可欠。

### (2) 基本団員確保を中心とした消防団員確保

- **「基本団員」の確保**が引き続き重要であり、役割を果たすために**必要な知識・技術を身につける訓練の実施**が必要。
- 多様な人材に消防団に入団してもらうため、**消防団の知名度・イメージアップのための取組**や働きかけが重要。

### (3) 大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応

#### ① 「大規模災害団員（仮称）」の導入（別紙参照）

大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「**大規模災害団員（仮称）**」の**枠組み例を示し、各地方公共団体での導入を促進**。

- ② **自主防災組織等の対応能力の向上、消防団との役割分担・連携強化**が不可欠。特に**自主防災組織等のリーダー育成等**を進めるべき。
- ③ 大規模災害時、管内の消防力だけでは対応不可能な場合には、**消防団の応援出動**も考えられる。

## 2. 多様な人材の活用に向けた工夫

- **女性、地方公務員、消防職員OB・消防団員OB、学生等の多様な人材**の消防団への参加を促すことが必要。  
特に大学等と連携した学生の入団促進・先進事例の横展開や、少年消防クラブ員OBの入団促進のため、少年消防クラブの運営等で消防署・消防団が普段から積極的に連携することや高校生までクラブ員を継続すること等が必要。
- 消防団員が所属する**事業所の理解促進、消防団協力事業所制度の導入促進、協力事業所に対するメリット等の横展開等**が必要。
- 事業所の資機材等の活用や消防団員のなり手確保のための協力について、**事業所・経済団体への要請、協定締結等**が有効。

## 3. 消防団員の活動環境の整備

- 転居による退団者について、**転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにする仕組みづくり**（消防団員歴を示す紹介状の発行等）が有効。
- 活動実態に見合う**適切な年額報酬等の支給**、消防団の**装備の集中的・計画的な改善**について、引き続き取り組む必要。

# 「大規模災害団員（仮称）」の概要

※ あくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

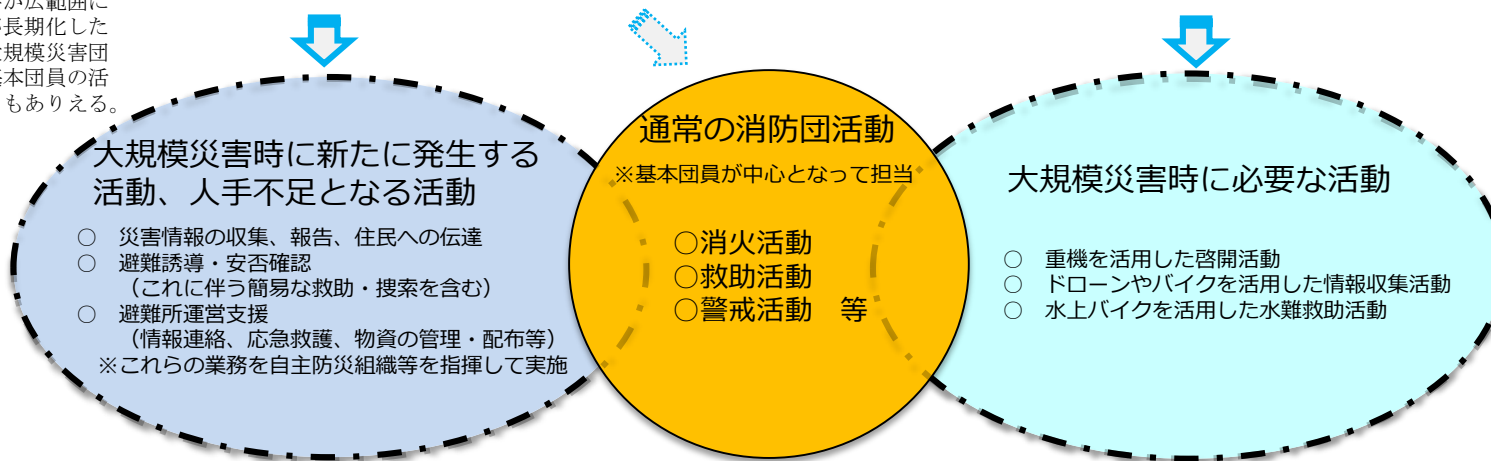
＜基本的な考え方＞ 「大規模災害団員（仮称）」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人手不足となる場合に限り出動。

- (例) 災害種別毎の出動例
- 風水害：被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
  - 地震・津波：震度5強以上、津波警報が発令された場合、避難所開設が必要な場合 等

【例1】「大規模災害団員（仮称）」は大規模災害に新たに発生する活動等を担当

【例2】「大規模災害団員（仮称）」は事業所等で所有する資機材を活用した活動を担当

※ 災害による被害が広範囲に及ぶ場合や活動が長期化した場合等には、「大規模災害団員（仮称）」が基本団員の活動を支援することもありえる。



	基本団員	「大規模災害団員（仮称）」
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害</li> <li>・大規模災害を想定した訓練</li> <li>・地域の防災訓練</li> <li>・火災、風水害 ・操法訓練 ・救助訓練・ポンプ等点検 ・救命講習会等の研修</li> <li>・普及・啓発 (火災予防運動、年末特別警戒)</li> <li>・式典等 (操法大会、出初式、祭りの警備等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害</li> <li>・大規模災害を想定した訓練</li> <li>・地域の防災訓練</li> </ul> <p>※式典等には必要に応じて参加</p>
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年額報酬：条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年)</li> <li>・出動手当：条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年額報酬：基本団員より低額でも可</li> <li>・出動手当：基本団員と同程度の額</li> </ul>
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で退職報償金なしとすることも可</li> </ul>
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも公務災害補償の対象 (消防基金への掛金 1,900円/人/年)</li> </ul>	